

市街地活性化特別委員会会議録

日 時 平成20年5月9日(金) 午後 1時30分

場 所 第一委員会室

- 協議事項
- 1.(仮称)市民交流センター運営管理方針(案)について(協議)
 - 2.塩尻駅東口地区の用途地域の見直しについて(報告)
 - 3.広丘駅周辺地区のまちづくり計画策定状況について(報告)
 - 4.広丘駅周辺整備事業について(報告)
 - 5.その他

出席委員及び議員

委員長	中村 努 君	副委員長	金田 興一 君
委員	牧野 直樹 君	委員	石井 新吾 君
委員	小野 光明 君	委員	今井 英雄 君
委員	五味 東條 君	委員	丸山 寿子 君
委員	柴田 博 君	委員	塩原 政治 君
委員	太田 茂実 君	委員	中原 輝明 君
議長	中野 長勲 君		

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

副市長	青木 俊英 君
協働企画部長	中野 達郎 君
経済事業部長	米窪 健一朗 君
建設事業部長	横沢 英一 君
都市づくり課長	古川 吉徳 君
建築住宅課長	松原 栄二 君
図書館長	内野 安彦 君
中心市街地活性化推進室長	藤森 茂樹 君
広丘駅整備推進室長	山崎 哲夫 君
都市づくり課交通担当課長	小松 一朗 君
市民交流センター開設準備室長	田中 速人 君
中心市街地活性化推進室長補佐	高木 哲也 君
広丘駅整備推進室長補佐	米窪 幸男 君

市民交流センター開設準備室担当係長 塩原 恒明 君
市民交流センター開設準備室主任 大池 静江 君

議会議務局職員

議会議務局長 神戸 保 君
議事調査係長 木下 博治 君

午後 1時29分 開会

委員長 皆さん、御苦勞様でございます。これより市街地活性化特別委員会を開催いたします。最初に牧野議員から若干遅れて来るとの連絡が入っておりますので、お願いいたします。あと傍聴の申し出がございますので、許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、理事者からごあいさつをお願いします。

理事者あいさつ

副市長 どうも御苦勞様でございます。時節がたいへんお忙しいところ、市街地活性化特別委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は4点についてお願い申し上げたいものでございまして、まず第1点は、市民交流センターの関係でございますけれども、愛称募集につきましていろいろ御指導いただく中で募集を進めておりまして、先頃多くの方から投票をいただき選考委員会において愛称が決まりましたので、その御報告を申し上げ、また管理運営方針等につきまして、4月の委員会でも御説明申し上げましたけれども、その後の変更事項等につきまして御報告申し上げたいものでございます。

次に、塩尻駅の東口の用途地域の見直しの関係でございますけれども、塩尻駅東口約5ヘクタールにつきまして商業地域への用途地域の見直しをしたいとすものでございまして、これらの状況について御説明申し上げたいと思うものでございます。

それから3点目は、広丘駅周辺地区のまちづくり計画策定でございますけれども、広丘駅を中心としました周辺地区のまちづくり計画策定に向けて取り組んできておりまして、本年度はまちづくり懇談会を設置しまして、広丘駅周辺の将来のまちづくりについて、地域の皆さんの御意見を聞きながら検討に入ってまいりたいと考えておりますので、この辺について取り組み状況を御報告申し上げます。

4点目は広丘駅周辺整備事業につきまして、本年度の事業予定につきまして御報告申し上げます。

以上4点でございますけれども、それぞれ担当の課長等から説明申し上げますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

(仮称)市民交流センター運営管理方針(案)について

委員長 それでは次第に沿って協議に入りたいと思います。はじめに1番(仮称)市民交流センター運営管理方針(案)についてを議題といたします。説明をお願いします。

市民交流センター開設準備室長 お忙しいところどうもありがとうございます。また先日は豊岡市の行政視察に、藤森室長とともに参加をさせていただきまして、貴重な情報を受け取ることができました。どうもありがとうございました。

それでは資料No.1を御覧をいただきたいと思います。本日の趣旨につきましては、まず愛称につきまして選考結果を報告させていただきたいと思います。それから、運営管理方針(案)につきまして、協議をお願いしたいという内容でございます。

経過につきましては、議会関係でございますが、昨年の5月以降運営管理方針(案)につきまして、章、あるいは節という部分部分で協議をいただいております。前回平成20年4月18日の段階で全体として説明させていただいて、協議をいただいたものでございます。また、創造会議、愛称選考委員会等につきましては、今年の1月以降いくつかのものがございまして、4月18日以降のものにつきましては裏面を御覧をいただきたいと思います。前回以降のものにつきまして、4月24日に第2回の愛称選考委員会を行いまして、愛称決定をいただきました。4月30日でございますが、サポート市民組織の設立準備会の関係の第2回の会議を開催いたしました。5月に入りまして昨日でございますが、第14回の創造会議を開催いたしました。創造会議につきましては30名の委員の皆さんで2年間という活動をしていただいたわけですが、昨日が最終回ということでございます。

本日協議いただく内容につきましては、愛称について資料1-1、運営管理方針(案)につきまして1-2ということをお願いしてございます。今後の予定でございますが、本日の内容につきまして議員全員協議会で5月13日に報告をしてみたいと予定しております。

では、資料1-1を御覧をいただきたいと思います。(仮称)市民交流センターの愛称についてという部分でございますが、愛称につきましてであります。中段のところには愛称決定までの流れということを書いてございます。愛称の募集につきましては平成20年1月4日から1月31日までまず募集を行いまして、654件の応募をいただきました。第1回愛称選考委員会、11名の委員の皆さんでそれを6候補に絞っていただきました。愛称の投票につきましては、その6候補につきまして平成20年3月17日から4月14日まで投票をいただきまして、1,446件の投票をいただいたものでございます。平成20年4月24日に第2回の愛称選考委員会を開催いたしまして、市民の皆さんの投票結果に基づいて愛称の決定をいただいたものでございます。愛称投票の結果につきましては、その上にございますが、総数で1,446票、有効投票が1,408票というものでございます。結果といたしまして、えんぱーくが529票ということで全体の37.6パーセントを占めまして、この愛称に決定をいただきました。作者につきましては、北海道旭川市の佐藤菊様でございます。プロフィール等につきましては下のところに掲載をさせていただいております。それから、1,446票という数でございますが、本市のように2段階で募集しているところは、県内にはございませんでして、1次選考という段階であります。長野市のトイゴが1,260

票、それから茅野市民会館の場合が約400票、県外になります。本市と同じような1次2次の選考をやったものが愛知県の岡崎市。人口37万人でございますが、これが1次で400票、2次で1,300票ということでございますので、今回の1,446票というのはかなり大勢の皆さんから投票いただいたものというふうには受け取っております。愛称に込めた作者の思いということで1番上には書かせていただいております。あえてひらがなを使ったのは、

親しみやすさを出したかったということでございますし、えんぱーくのえんの部分につきましては、3つほどの意味をかけてあって、丸い円でありますとか、人と人との縁でありますとか、塩尻の塩、こういうものからきています。皆さんが輪になって塩尻を盛り上げて縁を深めていただきたいというところを込めていただいております。またぱーくにつきましては、誰でもが気軽に寄れる施設であって欲しいと、そういう願いを込めていただいたというものでございます。

それでは、次の資料で1 - 2を御覧いただきたいと思います。前回、全体を通して説明させていただきましましたので、本日は前回からの変更、追加点につきまして、説明させていただきたいと思います。

表紙の部分でございますが、前回御覧いただきました最新のイラストの中から、1点を載せさせていただきます。また、えんぱーくにつきましても、ここでPRをという意味で掲載させていただいております。

それから、6ページを御覧いただきたいと思います。少しページが飛びますが、前回、豊かな心でありますとか、情報を扱う基本能力を持つ市民を育成するというような記述があって、委員の皆さんからもう少し表現をというお話がございました。育成という表現から変えまして、基本コンセプトの下のところでございますが、市民自らが情報を扱う基本能力でありますとか、豊かな心をはぐくんでいただく、そういった表現に変えさせていただきました。従いまして、上の文章の部分も後段の3行の部分に合わすように「豊かな心」を市民自らが開花させ、というような部分で修正させていただきました。

それから、8ページを御覧いただきたいと思います。設計の理念につきまして、これまでは市側からのものを記載させていただいておりましたが、設計の柳沢さんから文章を寄せていただきましたので、その内容に差し替えさせていただきます。

それから、次の9ページから11ページでございますが、実施設計がまとまった段階でございますので、それぞれ引き出し線等を使いながら、その内容につきまして記載したものを掲載しております。

12ページ以降2章から4章までにつきましては、てにをはを数力所修正させていただきましたが、内容につきましては大きな変更ございませんので、そのままでございます。

1番後ろになりますが、53ページを御覧いただきたいと思います。付属資料、前回ついていなかったものでございますが、4点掲載させていただきます。スケジュールに関するもの、それから休館日、利用時間、利用料金、稼働率と、この4つの内容を、少しボリュームのある資料でございますので、この内容を1番後ろに記載させていただいております。

また、それ以外の資料につきましては本文中の中へできるだけ記載をさせていただいております。今後の話になりますが、この方針を基本に設置条例等の具体的な形で今後提案をさせていただきまして、協議をお願いする中で進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

委員長 それでは、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

中心市街地活性化推進室長 1点御報告申し上げたいことがございます。前回の委員会の際に再開発事業のスケジュールをお話しして、今回の資料の54ページには入っているわけですが、その関係の本体工事、建設工事の業者の選定につきまして話が出たかと思いますが、再開発組合のほうから4月30日付けでございますけれども、本体工事につきまして入札方式の決定及び業者の選定につきまして、市のほうに依頼をしたいというかたちで文書があったと聞いておりますので、御報告をさせていただきたいと思います。以上でございます。

委員長 では、御意見、御質問お願いいたします。

丸山寿子委員 愛称募集についてですけど、愛称を投票する期間というのが、年度末と年度初めの割合とみんな誰もが忙しい時期で、時期的にどうしてもこの時期でなければいけなかったのかなと。せめてあと4月末までにするとかそんなふうなほうが良かったのではないかと私は感じました。投票数は先ほどの説明でほかのところとの比較から言っても、割と多いほうだというお話ですけど、やはりプロセスというか過程の段階で結構PRできるという部分があると思いますし、なかなか市民の皆さんに周知しても周知してもなかなか行き届かないような部分がある中で、投票するということでひとつ1歩行動してもらおうというような意味では、この期間が私には惜しかったなというふうに思います。あと、広報と一緒に投票の用紙の印刷物を入れたのが、結構皆さん見ていたというふうに感じまして、話題になったときに、ああ、見ているというようなことを結構言っていたので、それは良かったと思うのですが、あとお聞きしたいのが広報に入れただけではなく、あとはどんな方法で募集しているということを周知したのか、そのところを確認したいのですが。

市民交流センター開設準備室長 広報と創造通信を使いましてPRをさせていただいたのですが、それ以外のものにつきましては、各支所のところに投票箱を置かせていただいて、紙ベースになりますがそういったものの投票をいただきました。また、インターネットにも掲載させていただきまして、ながの電子投票というかたちで簡単に投票ができる、そのような工夫もさせていただく中で進めてまいりましたが、時期的なものにつきましては、実は創造会議の中で流れを検討いただいたわけですが、先ほど申し上げましたように、2年間任期ということで5月8日が最終回ということもございまして、このような日程になっているところはお詫びをしたいと思います。以上でございます。

丸山寿子委員 支所のほうでも投票できるということだったのですが、支所のほうでももう少し、支所を訪れた人が投票していこうかなというようなことが、もう少しわかるようになっていけば良かったかな。総合文化センターと本庁舎の1階は分かりやすかったのですが、そういった工夫を今後ははしていきたいと思います。

委員長 他に質問ありますか

五味東條委員 8ページの柳澤先生の中に、免震構造にして地域の防災の拠点としても位置づけるようなことが、書いてあるのですが、市としてはどういう考えですか。防災の拠点としても考えているというのは、

市民交流センター開設準備室長 実は消防防災のほうとも打ち合わせをしているのですが、地下の部分に防災の倉庫というまでいかないのですが、防災の備品を入れる部屋を作っておりますので、防災拠点としても活用していきたいという意向をもっておりまして、まだ庁内的に決定という形ではないのですが、そのような方向で検討を進めています。

五味東條委員 耐震の形でそういう形に変更になった中で、先生がここに防災の拠点という形で書いてあるのですが、今まで話題にはあまりなってないですね。市民交流センターを防災の拠点にするというは、だから、その辺が少し新たに発生したような感じがするのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

市民交流センター開設準備室長 ここに記述が急に出てきたものですから、そのような形かと思うのですが、庁内的には防災拠点としてするのかどうかという打ち合わせは、既に1年くらい前から実はやっております。基本設計の中でも地下の部分にそういったものを入れてきたのはその内容でございまして、記述が唐突だと言われるとその通りですが、計画としてはそのような形で進めてまいったものでございます。

五味東條委員 例えば、過去の話になってしまうのですが、消防が保健福祉センターに入れられたでしょう。防災

拠点としてやるのであれば、そういうこともこの時点で考えられなかったのかなという感じもするのです、今思えば、その辺を少しお聞きしたいと思います。

副市長 消防は災害対策本部ということで、本部の誘致は保健福祉センターであろうという具合に考えます。ただ、せっかく免震にして、地震に耐えうる建物でございますので、避難場所に指定するのかどうかという点も含めて、これから防災会議等もございますので、そちらのほうと協議しながら、せっかくの建物ですから、しかも人が集まる場所ですのでそれなりに活用すべきだと思いますので、今後検討していきたい。そんな具合に考えています。

五味東條委員 そういう意味で、是非検討してもらって例えば災害があったときに、向こうに消防があったときに、少し連絡が不便になるとか、それでこちらに移動になったという経過も聞いているものですから。例えば今度ここにこういった施設が来て、特に防災拠点といった耐震設備があるならば、将来的に例えば消防もそこへ持って行って、防災の基点にするとか、そういった考えもいかがかなとは思っているのですが、1つの参考で。

委員長 ほかにございませんか

柴田博委員 愛称が決まったということですが、市民交流センターの愛称としてえんぱーくということなのですが、このビル全体の正式な名称というのはまた別に何か決まるということなのですか。

市民交流センター開設準備室長 基本的にはこのビルの名称としても使っていきたいというのが再開発組合のほうの意向としてございます。今の名称としますと、大門中央通り地区市街地再開発ビルという名前なものですから、この愛称を使ってビルの名称にしていきたいということはお聞きしております。

柴田博委員 そうすると、民間のオフィスとか商工会議所の事務所とかも含めて、全体をえんぱーくの中にあるというふうに考えるということですか。

市民交流センター開設準備室長 今回の愛称募集につきましてもビル全体の愛称ということでやっておりますので、そういったお話になろうかと思えます。

委員長 ほかにございますか。

小野光明委員 免震構造の関係で前回お願いしたのですけれども、細かい図面、説明は次回ということで良いのですか。免震で、前は簡単な図面だったのですけれども、もう少し細かい説明資料で構造等について説明してほしいと要望したのですけれども、それは次回、今回はないという形ですか。

中心市街地活性化推進室長 構造の関係の協議が昨日ですけれども、構造の委員会を通過したと報告がございまして、最終の図面が上がってまいりますので、次回図面の関係は提示をしたいと思っておりますので、お願いします。

委員長 ほかにございませんか

太田茂実委員 46ページにビルの管理計画というものが出来ていますけれども、この中に基本的な考え、計画の要素、発注方式、これはわかりやすくどういう管理方法にするのかということ、項目はたくさん並んでいるのだけれど、少しわかりやすく説明してもらえませんか。個別にそれぞれ入居者も違うことだし、総合的なものの警備の管理はどういうふうにして保安警備をしていくのか、そういった点を。

市民交流センター開設準備室長 実は入居予定者の皆さんと既に5回くらい会議を持っておりまして、このビルが完成した段階で再開発ビルの管理組合というものを立ち上げることとなります。実際はその管理組合が主体となりまして、この共用部分等の管理を進めて行くということになっておりまして、今協議を進めている段階でございまして、まだどの方式にするのかとか、いくつかの課題が出ている段階でございます。まだ具体的な内容に入っていないもの

でございます、このような記述になっておりますが、例えば、主なビル管理業務の内容というのは計画の要素の案
ところで書かせていただいております、清掃からこんなような内容が今のところ考えられると。業務の仕様書等に
つきましても法定の点検でありますとか、そういったものがございまして、こういったものの作成も必要であると。
それから、発注方式についても3つほど出ささせていただいておりますが、このような形も考えられますが、今後の再
開発ビルの入居予定者の皆さんとの会議の中でさらに詰めていきたいという内容でございます、現時点ではこのよ
うな記述にさせていただいております。

太田茂実委員 新聞の報道は自由だけれども、今朝の新聞には全ての内容は決まったと、議会で報告するという記
事になっているのだから、この内容については今の室長の話だとまだ進行形であって、まだ決まってないというこ
とだから、その辺はどのようなのですか。

市民交流センター開設準備室長 これの基本的な考え方のところは、1ページのはじめにというところを御覧いた
だきたいと思うのですが、1ページの一番下の2行でございます、この運営管理方針の役割ということで、施設の望
ましい運営管理のあり方についての理念の大枠を示すものというのが1点ございまして、今後具体的に定める事業計
画や組織体制などの基礎を担うものということで、この運営管理方針(案)を作っておりますので、今後さらに詰め
ていく部分もございまして、今の段階で運営管理方針(案)ということで、このような方向ですよということをお
出しした段階ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

太田茂実委員 そうすると、これから管理組合を立ち上げて、その中で協議、検討していくと。こういうことにな
るわけですか。そんな考え方で良いのですか。

市民交流センター開設準備室長 おっしゃるとおりです。

太田茂実委員 だけれど、入居者の主体は市が約7割か8割を占めているわけですよ。すると、市が主体になると
いうことになるのではないですか。ビル全体が占有者。

中心市街地活性化推進室長 再開発組合の立場でお答えさせていただきますが、先ほど田中室長からお話がありま
したとおり、今まで入居者の合同会議ということで5回ほどやっております。その中でも、将来的なビルの管理につ
いてどういうふうになるのだという議論をしております、再開発組合のほうでコンサルタントに本年度実際の最終
的なビルの運営管理計画を策定していく事業を委託しまして、今年度も入居者の皆さんに何回も集まらせていただき、
そういうことを固めていく。そのときに、当然市が9割を取得しますので、その辺の位置づけというものが非常に大
きいわけでございます、会議の中でもやはり、9割が市なので実際の管理部分が決まらなないと、いわゆる市が占有
部分がございまして、それから全体が共用する部分、あと民間が占有とあるのですけれど、市の占有する部分の方針を
決めてもらわないとそこについても議論できないという話が出ておまして、それは当然ですけど、並行して市の
ほうの計画、運営管理の具体的な計画作りとビル全体の管理運営の計画作りを並行してやっていく、そういう形にな
るわけでございます。だから、当然市が非常に大きなウェイトを占めておりますので、それにある程度重きが置かれ
るといいますか、計画自体はそういうものになっていくと思います。

太田茂実委員 今言われれば、遅くも早くも早く言っても遅く言っても同じことですが市が主体性を持って管理運
営しなければいけないということになるのだから、よほど真剣にやってもらわないと大変ですよ。3,000平方メ
ートルになるようなものを管理するには、特に、保安警備の問題だけは各部門それぞれは運転の業務だとかそうい
った点は管理は出来ても、総体的な保安警備というのは、これから何が起こるか分からない。先ほど防災の話もありま

したけれども、本当はかなり難しいことですし、慎重に対応しなければ、建物できたから良いのではない。あるいは、それを取得したから良いというものではなくて、それを私は一番危惧しているわけです。

それからもう1点。街路樹は何でしたか。タイサンボク。今から言ってもしょうがないけれど、あれは凍みに弱いのだそうだ。寿命が短いという。そういうことはわからないですか。

中心市街地活性化推進室長 今現在設計が上がってきております中で、一部意見をいただいているものがございまして、タイサンボクという木が。カタカナでタイサンボクというそれほど高い木ではないのですが、ございまして、それについては意見をいただいておりますので、今後コンサルのほうと調整をしていきたいと思っております。ただ、設計をしておりますコンサルもそれなりのこと、当然寒冷地であるということも指示してございまして、雨量でありますとか気象データ等も皆渡してやっておりますので、その辺の最終調整は今後出てくるかと思っております。

なお、建物本体工事とは違いますので、確認申請とかそういうものとは一切関係ございませんので、それについてはまだ若干融通が利く部分がございます。

太田茂実委員 さかのぼって悪いが、市木のイチイなんて使えないのか。市木ではないか。

市民交流センター開設準備室長 樹種につきましていくつか御意見をいただいております、現在のところではできるだけ花があって葉っぱが出るというのが、良いのではないかと御意見をいただきまして、一番前のほうは花の咲く、そういった樹種を選定させていただいてきたというのが今までの経過でございます。

太田茂実委員 市木と市の花を無くすのなら、えんぱーくっていうものだから、ぜんぜん縁が無くなってしまうのではないか。これは、私の希望であるから。

委員長 今の管理計画について、管理組合と市が清掃にしる、保守点検にしる、契約を結ぶと思うのです。それと、おそらく設置できたときには設置条例の中でこの管理についても条例の中に入たい込まれていくと思うのですが、その辺の後先というのはどうかたちになるのですか。

市民交流センター開設準備室長 管理組合ができた段階で、管理組合の規約を作ることになりますので、その場合には、中に入居される方が確定して、そういうところをお互いに確認しながら作っていくという作業だということをお聞きしておりますので、その論議の中でいくつかお話が出てきようかと思っております。先ほど、藤森室長のほうからもあったように、占有部分と共用の部分につき、市が大分大きな部分を占めるものですから、その辺を含めて検討を進めていきたいというふうに考えております。

委員長 そうすると、条例というのは一番最後になるということ。

市民交流センター開設準備室長 例えば、設置条例のお話になるかと思うのですが、時期的なものはまだいつごろかというお話はないのですけれど、事例などを見ますと、建物が大体完成形に近づいた段階で、設置条例を出している事例が多いように我々が調べた段階ではございますので、時期的にはそのような頃かなと思っておりますが、もう少し早い段階でということが可能であれば、できるだけ早めにそういった作業を進めていきたいと考えております。

委員長 ほかにございますか。

今井英雄委員 48ページになりますが、アクセス計画の中で道路とか整備は周辺の歩きやすい歩道づくりなどいろいろありますが、22年4月にオープンするわけですが、それまでの計画は前倒して何か、計画できてからやるか、並行して進めなくては、開所しても快適空間というのは、歩くようなところは出来ないの、前倒しするような計画

というのは、今年度はまだあまりうたってありませんが、来年度からやるような事業はありますか。

中心市街地活性化推進室長 周辺の計画ということでございますので、1点が駐車場の関係でございますが、平面駐車場を周辺で60台をということで目指してやっておりますが、市民交流センターの西側に隣接しております土地、約1,500平方メートルくらいになりますけれども、お弁当を作っております事業所でございますが、そこににつきまして現在基本的な合意をいただいております。それから交流センターの道をはさんですぐ北側になりますけれども、そこに400平方メートルほどございますけれども、10数台ですけれど、そこに平面駐車場を設けるということで、これは当然ですがオープンまでに、本年度と来年度で整備をするということでございます。それから、道づくりの関係でございますが、交流センターの東側の道路と北側の道路がみちづくりモデル事業ということで位置づけられております。それで、歩いて楽しい道にしようということでございますけれど、工事車両が非常に交流センターの関係で出入りが予想されるということで、現在の段階といたしましては、東側の電線類の地中化につきましては、今年度一部工事を、今年度、来年度で行いますけれど、みちづくり事業については、交流センターのオープン後という形で考えていきたいと思っております。

委員長 ほかに。

丸山寿子委員 6ページにつきましては御配慮していただき、ありがとうございました。それで、33ページですが、開館時間ということで、一番下のところに仮設定したものという説明がありますので、まだこれから検討していくのかと思うのですが、セキュリティのこともあるとは思いますが、各部屋は良いとして、共有部分とか一般の人が気軽に使える椅子とかテーブルとかいろんなそういうスペースがありますけれども、その辺について一般の人が何時から入れるとか、その辺の検討というのはどういう段階でどのようにして詰めていくのか。例えば、商工会議所とかの関連で朝8時30分に開く部分があるとして、一般の人が例えば相談などで朝8時30分に訪れられるとすれば、開いていけば一般の人は良いのかなと思いきや当然入って来るのと思うのですが、その辺の考え方はどのように今のところ考えているのですか。

市民交流センター開設準備室長 基本的には朝9時から夜10時まで、いわゆるどなたでもお使いになれる部分についてはそういう時間帯で考えております。開館も、職員は朝8時30分なのですが、開館は朝9時からでありますので、9時以降であれば使えるというのが今のところの考え方でございます。

委員長 ほかにございますか。

なければこれが管理運営方針（案）の委員会としての最終版ということで全協のほうに報告されるようですので、委員会としても承知をいたしましたということにしたいと思います。

塩尻駅東口地区の用途地域の見直しについて（報告）

委員長 それでは、次、塩尻駅東口地区の用途地域の見直しについてを議題といたします。

計画担当課長 それでは、資料No.2を御覧いただきたいと思っております。塩尻駅東口地区の用途地域の見直しについてということで、報告をさせていただきます。これにつきましては、中心市街地活性化推進室のほうからも何度か報告をさせていただいているところでありますけれど、いよいよ都市計画の手続きに着手していくという中で、今回改めて、その状況等について報告をさせていただくものでございます。2番内容の説明ということで、(1)用途地域変更の区域及び概要、それから(2)用途地域変更に伴うその他の都市計画変更ということで、2つございます。アと

ということで、準防火地域の変更、それからイということで、特別用途地区の変更、これについて一括、参考資料No. 1で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、御覧いただきたいと思っております。お手元のA3の図面でございますが、用途変更の計画図の素案ということでお示しをさせていただきました。今回、見直しをさせていただきますのは、駅の東口、約5.2ヘクタールということでございまして、赤の線で囲われた部分、この部分について見直しをさせていただくというものでございます。現在は、図面の斜線の部分、赤枠で囲まれてあります斜線部分、この部分が準工業地域になっておりまして、それ以外については、第2種住居地域ということで、住居系の環境を保全する地域ということになっておりました。容積率は両方とも200パーセント、建ぺい率は60パーセントということになっておりまして、面積につきましては、それぞれ右の上の表に書いてあるとおりでございました。これを、容積率を商業地域に変更することによって400パーセントとしたいというものでございます。それから建ぺい率を80パーセント以下にするということでございます。先ほど申し上げましたが、変更面積は5.2ヘクタールでございます。現在、塩尻市の商業地域の面積、これは大門地区だけでございまして、約13ヘクタールでございます。これが約18ヘクタールということで、4割程度商業地域の面積が増えることになるということでございます。

それから準防火地域の変更ということでございまして、これは、商業地域に規定した場合、建物が密集されるということの中で、防火地域、準防火地域の指定をする、あわせてするということになっております。そういうことの中で、今回準防火地域にまだ指定をされていない部分ということで、同面積ではなく、4.7ヘクタールになりますが、この部分につきまして準防火地域の指定をさせていただきたいということでございます。現在準防火地域は、大門地区で52.3ヘクタールでございますので、ですから、今回4.7ヘクタールを行うということになりますと、あわせて57ヘクタール、約57ヘクタールが準防火地域の指定がされるということになります。この方針につきましては、市の防災計画の中でも住宅密集地等につきましては、準防火地域の指定を検討していくという方向が出ております。それに沿った形の中でも、防火地域の指定をさせていただくということでございます。

それから先ほど言いましたイの特別用途地区の変更ということでございまして、これは面の斜線の部分、面積で申し上げますと0.8ヘクタールでございますが、これは、平成20年4月1日に都市計画の変更、それから3月の条例制定によりまして、特別用途地区の指定がされまして、準工業地域について大規模集客施設、10,000平方メートル以上の床面積を持つものについては、規制をしていくということが決定されております。その部分を今回、商業区域にあるということで、斜線の部分につきましては、今度の見直しによりまして、一部除外をさせていただくというものでございます。

それでは、資料No.2の表へお戻りいただきたいと思っておりますが、3番で、経過でございますが、一部報告をさせていただいた部分もございまして、平成19年度におきましては、平成19年の7月から、大門八番町の役員会、それから七番町の役員会、それから八番町区民への説明会。この時は、29名が出席いただいております。それから平成19年12月には、関係地権者等への説明会、22名出席をいただいております。ということで、説明会をさせていただいております。地権者説明会におきましては、欠席された方もいらっしゃいましたので、その方々には、会議の結果と当日お配りしました資料等も送付させていただいております。平成20年に入りまして、県の都市計画課との打ち合わせ。それから1月には、24日にあわせて、用途地域を変更する隣接者、これは七番町の方になりますけれども、この方々の、隣接する方々への説明会も行ってきております。計5回程の説明会を実施して、関係する皆様の御理解をいただくよう努めてきたところでございます。それから、1月29日には、市の都市計画審議会に経過

報告をしてございます。後、関係する機関ということで、JRそれから県の指示によります周辺の市町村へも、見直しについて、変更について説明をさせていただいてきているということでございます。それから、4月17日には大門八番町の区長さんと相談する中で、区民の皆さんに今回の計画変更の素案を御覧いただきたいということで、改めて回覧文を付けまして全戸へ回覧をさせていただいているという状況でございます。それから5月7日からは都市計画変更の素案ということで、都市計画に基づきまして、素案の縦覧、それに対する意見書の受付を5月21日までということで現在受付をしているという状況でございます。

4番目、今後の予定でございますが、意見書が提出された場合につきましては、6月1日に公聴会の開催を行って参りたいというように考えております。それから、6月公聴会を受けまして、県知事のほうへ協議を、公聴会の意見も踏まえながら協議をしまいたいと考えております。7月には、今度都市計画法の計画変更案ということで、縦覧、意見書の受付をさせていただいて、予定としましては10月頃を目途に市の都市計画審議会に諮問を出していただきたいという予定で現在進んでおります。以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長 御意見をお願いします。

柴田博委員 A3の図面で、都市計画道路から30メートルの範囲ということで、道路でない部分で境になっているのですが、この辺はどういう扱いになるわけですか。

計画担当課長 区域設定をするときに、基本は道路境界または字界等を基本とするということになっております。ただし、ほかにもたくさん事例はございますが、幹線道路沿いの土地利用等を考えた場合に25メートルだったり、50メートルだったり、沿線からの距離を一定の距離を取りまして、そこを境界線とさせていただくという土地利用の観点といいますが、今回につきましては、既存の市街地との連続性等を考える中でその部分について、今までの通常の都市計画を決定する案件に倣って30メートルという形で取らせていただきました。そういうことであります。

柴田博委員 例えば、道路境界でない部分で、該当するところが、例えば建て替えをするような場合には、どのような扱いになるわけですか。

計画担当課長 道路境界、ですからその部分、今回の区域に入った建物につきましては商業地域になりますので、商業地域の用途に倣って建物の規制がかかるということになります。

柴田博委員 30メートルの範囲にかかっている建物は、商業地域になるというそういう解釈ですか。

計画担当課長 はい。それで一部宅地が商業地域に入る場合と、その他の第2種住居地域に入る建物が出てまいりますが、この場合については敷地面積の多いほうを取らせていただいて、その用途というように定めるといことでやってきております。

小野光明委員 A3の説明資料の中の網掛けの部分が、今回指定解除になるということなのですが、そうすると、変更になるまではどういう区域になるのですか。

計画担当課長 網掛けの部分は、現在用途で申し上げますと準工業地域ですので、準工業地域の取り扱い。それから指定解除というのは4月1日に告示をさせていただいておりますが、特別用途地区。先ほど申し上げましたが、大規模集客施設を制限するという地区ということで決定をしてきておりますので、それまでの間は、そういう大規模、10,000平方メートルを超えるような床面積の大規模集客施設がその部分には建設できないと。実際、面積的に狭い部分でございますので、実際建設しようとしても難しいとは思いますが、法的には、そのように解釈していただければと思います。

小野光明委員 また商業地域ではないですね。

計画担当課長 そうです。

小野光明委員 特別、ここにあるいくつかの該当する個別の名称はないということですか。

計画担当課長 すみません。先程の説明が、かえって長すぎてわかりにくかったと思いますけれども、この部分については、商業地域になるまでは準工業地域、用途地域の中の準工業地域という指定が現在されておりますので、変更になるまではそういう状況にあるということでございます。

小野光明委員 そうするとその第2種住居地域は、同じ手続きは取らないのですか。

計画担当課長 平成20年3月の議会で条例化をさせていただいておりますが、特別用途地区の大規模集客施設の制限というのは、塩尻市の準工業地域に限ってのみ指定をしてございますので、今回の第2種住居地域については指定はされておられませんので、この部分については特段解除するというにもならないということでありまして、御理解をいただければ、以上です。

今井英雄委員 先程の柴田議員の話を聞いてわかったのですが、半分かかる家の用途地域の関係で、建築するときには、第2種住居地域と商業地域で支障とか制限とかそういうものの中で、そういうものはありますか。全然、建てる時は、家を建てる時には、別に支障はないですか。住宅を建てる場合。

計画担当課長 戸建ての立派な住宅を建てる場合について特に用途的な規制はございません。ただし、今回あわせて準防火地域の指定をかせさせていただきますので、防火構造にしなければならないという規制が新たにかかります。その中で現在、おおむね56軒ぐらいの建物がこの中にあるかと思っております。戸建ての住宅につきましては、その中の何割かございますけれども、平成20年4月にも現地を調査いたしましたけれどもやはり、ひとつには、屋根は当然ほとんどのお宅がかわらとかそういうものですから、今回指定をしても特に影響はないというように見てまいりました。それから軒ですが、軒がモルタルとかそういうものの構造にしなければならない。でないと、火事が隣の家であった場合に、軒から建物の中に入ってくるということになりまして、この準防火地域なった場合については、その軒は、モルタル塗り等で耐火性のあるものに、増改築の折りにはしなければならない。また新築の折りには当然でございますが、増改築の折りには、そういう既存の建物においてもそういう御配慮をしていただくということが法的に規制がかかるということです。

後、開口部ということで窓ですが、一番多いのが窓でございます。今の大門の商店街もそうですが、ほかのところ約52ヘクタールほどがもう準防火地域に指定されておりますが、窓も普通のこういうガラスではなくて、その中に鉄の網の入っているようなガラスがございます。そういうような構造にしなければならないということが決められておりますので、一部窓ガラス等については、今の建物の増改築がでた場合については、そういう構造にしていかなければならないというようになります。

ついででございますが、新築した場合に、どのぐらいの1軒の住宅地、個人の住宅で単価的に違ってくるかということですが、一般的な事例で言われているのは、普通の木造住宅であれば2パーセントぐらい、2、3パーセントぐらいの単価増になるのではないかというような資料も一部出ております。実際に私どもが設計して積算したわけはございませんが、そのような事例もありましたので、参考までに付け加えさせていただきます。以上です。

委員長 ほかにございますか。

なければ、報告を受けたことといたします。

広丘駅周辺地区のまちづくり計画策定状況について（報告）

委員長 次、3番の広丘駅周辺地区のまちづくり計画策定状況についてを議題といたします。説明をお願いします。

計画担当課長 資料No.3を御覧頂きたいと思います。広丘駅周辺地区のまちづくり計画策定状況についてということ御報告をさせていただきます。経過でございますが、平成19年5月でございましたが、約1年経ちますが、この計画、広丘駅周辺において今後の将来のまちづくり、公共交通の要所でもあり、北部の拠点としての位置づけをされる中で、その周辺のまちづくりについて地域の皆さんと検討し、計画作りを進めたいという御報告をさせていただいております。それを受けてでございますが、平成19年7月には、住み良いまちづくりアンケートということでまちづくりについてのアンケート調査の実施をしてきております。後ほど、資料がついておりますので御説明させていただきたいと思いますが、それから経過としては、平成19年7月には吉田地区の区長会、広丘地区の区長会のほうに、都市計画の基本方針でありますマスタープランの策定を進めていく状況等について御説明に上がっております。

それから平成19年8月31日でございますが、第1回の塩尻市都市計画マスタープラン等の策定委員会。これは、市民、それから各種団体等の代表、企業等の代表、公募によりまして約23名の方で委員会を組織していただきまして、今後の都市計画の基本方針を策定するための委員会として設置させていただいておりますが、平成19年度につきましては5回ほどの開催をしてきております。これにつきましては、中においては、広丘地区の駅周辺地区の課題についても、市全体の中での目線の中で御意見等をいただいて現在まとめてきているところでございまして、来週予定しております全員協議会の中におきましては、その中間的報告を概要についてさせていただきたいと考えております。

それから平成19年11月16日以降、広丘地区の区長会と3回ほど会議を持っておりますけれど、広丘地区、平成19年11月には、広丘駅周辺のまちづくり懇談会を設置したいという旨を区長会に打診させていただきまして、方向的にそういう方向で今後検討して参りたいということで御了解をいただいております。それから平成20年に入りまして、平成19年度の取り組みとして、広丘地区の区長さん方に広丘駅周辺のまちづくりの課題等について御意見をいただきたいということの中で、意見交換を2回ほどさせていただいてきております。平成20年4月に入りましては、(仮称)広丘地区のまちづくり懇談会の設置ということで、その設置についてメンバー等について御推薦をいただきたいということで御依頼を申し上げ、5月中にはメンバーの推薦を、委員の推薦をいただくという予定になっているところでございます。

それでは、参考資料のNo.1ということで、アンケート調査結果を一部要点と言いますか、いくつか御紹介をさせていただきたいと思いますが、今回ここに資料として付けさせていただいたのは、広丘地区に関係する部分について抜粋させていただきました。アンケートの調査につきましては、対象につきましては、市内の方で18歳以上75歳までの方から地区人口の構成、年齢構成、男女比を考慮させていただいた上で2,002名の方を無作為に抽出させていただき、郵送による配布回収をさせていただきました。期間につきましては、平成19年7月19日から8月6日。回収率につきましては71.9票ということで、35.9パーセントでございました。地区別の回収率につきましては、その右側の表に少し書かせていただきましたが、広丘地区におきましては43.08パーセントということで、市内10地区の中で一番高い回収率だったということで、まちづくりに対する関心も広丘地区は高いのかな

というように、個人的に推測したところでございます。めくっていただきまして、次のページの黒い四角の塩尻市のまちづくりに対する満足度ということで資料をまとめてみました。アンケート結果をその下の棒グラフの左側に書いてございますのがアンケートの質問の趣旨でございますが、これを、満足、やや満足、普通、やや不満、不満ということで、5段階方式で質問させていただいて、満足の場合は5点、不満の場合は1点ということで、ですから普通であれば3点で、3点以上あれば満足に近い方だというような考え方の中で見ていただければというように思いますけれども。

ポイントだけ申しあげますと、このグラフ、棒グラフは広丘地区での意向調査の結果。それから折れ線グラフで描いてありますが、これは市全体の結果でございます、傾向といたしましては市全体の傾向と広丘地区の傾向、大きな違いはなかったのかなというように思います。ただ、一番左上にあります、日常的な買い物の利便性についての評価につきましては、市全体が3.19であったのに対し、広丘地区については3.6ということで、この辺については、広丘地区にお住まいの方たちは高い評価を、他の地区と比べますとしているのかなというように感じます。後、緑の豊かさ、自然の豊かさに対する評価が全般に高いというように見て取れるように思います。それから逆に評価の低いものにつきましては、これは全市的な方向とも同じですが、歩道の整備、商店街や駅前の景観、魅力といいますが、そういうものに対する満足度が質問事項の中では、満足度が低かったかなというように考えられます。

それから、かいつまんでということでございますので、ちょっと資料を飛ばさせていただいて、要点の中で2ページを飛ばさせていただいて、5ページを御覧いただきたいと思っております。ポイントになる資料かなということで御覧いただきたいと思っておりますが、真ん中から下になりますが、広丘駅と塩尻駅周辺の具体的なまちづくりについて特に重要なことは、ということで、同じ質問を投げかけさせていただきました。その左側に書いてあります5項目について1つだけ選んでくださいということで出した資料でございます、広丘地区についてはごま塩の棒グラフ、塩尻駅につきましては黒の棒グラフになっております。広丘地区につきましては、上から3段目になりますが、駅周辺における住環境の整備により、まちなか居住の推進を図るという項目が24.2パーセントで、高い率、一番高い率になっております。逆に、塩尻駅周辺地区の意向としましては、1番上の段の商業、文化、公共施設など都市機能の集積を図るということが、23.1パーセントということで高い率になっておりまして、この辺が、広丘駅周辺と塩尻駅周辺の市民の皆さんの抱えている意識の違いであるのかなというように、少し違った方向性のアンケート結果が出ているということで参考になればと思います。もう1点だけ付け加えさせていただきますと、広丘地区だけを取りますと、駅周辺における住環境の整備とまちなか居住の推進は29パーセントということでありまして、広丘地区の皆さんについては更にその意識が高いというような結果が出ております。

それでは、最初にのほうへ戻っていただきまして、資料No.3でございますが、本年度、今後の予定ということでございますが、平成20年度におきましては、本年度設置を予定しております(仮称)広丘地区まちづくり懇談会におきまして広丘駅周辺のまちづくり計画について検討を進めてまいりたいと考えております。また、あわせて、塩尻市都市計画マスタープランの地区別構想の策定にも入ってまいりますので、近隣の吉田地区、片丘地区の地区別懇談会におきましても広丘駅周辺のまちづくりについて地域の御意見をいただければというように考えている、そんな現在、考えでおります。以上でございます。

委員長 それでは、御意見、御質問をお願いします。

丸山寿子委員 まちづくり懇談会ですが、先程23名というお話だったのですが、構成はどのようなものですか。

公募も若干あるとはいっても、役職といいますが、ある程度何かの代表になっているような方となると、男性ばかりになるのかなという思いがするのですが、その辺はどうですか。

計画担当課長 公募につきまして、公募は3名でございました。この方につきましては、現在は特に市で大きな役職についている方ではなく、過去において都市計画なり、ほかの検討委員会なりに入っていらっしゃった方3名。男性2名、女性1名でございます。それ以外には区長会、それから市のボランティア、農業委員会、身体障害者の福祉協議会、老人クラブ、商工会議所、緑の景観ネットワーク、それから子育てサークル連絡会、教育委員会、文化財保護審議会、女性団体連合会、塩尻女性会議、それから農協の外部団体でありますパストラル、それからセイコーエブソン、八十二銀行等々というようなところが参加していただいております。女性の委員の数につきましては、公募も含めまして7名でございました。以上でございます。

失礼いたしました。今、丸山委員からまちづくり懇談会ということで御質問いただきましたが、今私が答えさせていただいたのは、マスタープランを策定するための全体の策定委員会ということでやっております、マスタープラン策定委員会でございます。懇談会につきましては各地区ごとに予定をしておりますので、これは各地区の区長さん方と相談をして、地区の事情によりまして推薦を新たに今後いただくということで、まだこれからということでございます。すみません、言葉が足りませんでしたが付加させていただきます。

委員長 ほかにありませんか、なければ報告を受けたということにいたします。

広丘駅周辺整備事業について（報告）

委員長 次に、広丘駅周辺整備事業について説明をお願いします。

広丘駅整備推進室長 続きまして、広丘駅周辺整備事業について御説明いたします。資料 No. 4 をお願いいたします。まず、1の事業の趣旨と、2の経過のうち1ページ目につきましては、昨年の特別委員会で説明させていただいておりますので、今回は省略させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。2ページ目の2段目、平成19年12月では、広丘駅橋上駅舎の開業、東西自由通路等の供用を開始しました。平成20年3月、広丘駅橋上駅舎、東西自由通路、公衆便所等の工事が完了し、3月26日になりますけれど、完了検査を実施いたしました。これによりまして、JR東日本長野支社から引渡しを受けたこととなります。ただ、ここで、供用あるいは完了後、待合室の設置、防寒対策等の御要望、御意見を多々いただきまして、その都度、事務レベルでは当初打ち合わせをさせていただき、平成20年2月15日付ではございますけれど、正式に文書にて防寒対策等を要望してまいりました。これにつきまして、その結果といたしまして、まだ口頭ではありますけれど、JR東日本長野支社の企画室より、防寒対策としての待合室機能を持つ施設整備を行うとの回答を4月上旬でございますが、得ております。今後は、市と双方で打ち合わせを行いながら、冬期までに対応する運びとなっております。

次に、3の進捗状況及び予定等についてであります。資料3ページの広丘駅周辺整備事業、施設整備図の右上段の表を御覧いただきたいと思います。広丘駅周辺整備事業では、都市側施設といたしまして、東西の自由通路、赤書きの部分でございます。公衆便所、青色の部分でございます。広丘駅前通線、西口駅前広場、野村通線、東口交通広場、黄色の部分でございます、を今整備しております。また、鉄道側施設といたしまして、橋上駅舎、緑色で塗られた部分でございますけれど、整備をしましてまいりました。それぞれ記載してございます国庫補助事業を導入し、取り組

みを進め、東西自由通路は3億7,349万1,000円、公衆便所4,021万円、橋上駅舎は関連いたします光ケーブル等の移設も含めまして4億9,881万6,000円で、平成19年度に施設整備が完了いたしまして、工事施工委託料、工事施工負担金が確定いたしました。

また、平成19年度末の街路事業の進捗率といたしましては、この表に記載してございますとおり、広丘駅前通線、西口駅前広場では事業費ベースで50パーセント、野村通線、東口交通広場では41パーセントという状況です。

また2ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、広丘駅前通線、西口駅前広場、野村通線、東口交通広場等を整備します街路事業は、平成19年度までは事業用地の取得を主体に事業のほうを推進してまいりました。平成20年度では、広丘駅橋上駅舎、東西自由通路等の工事が完了したことから、引き続き残事業用地の取得と、詳細設計の業務の成果によりまして、一部広場整備の工事に着工する予定でございます。

(1)の広丘駅前通線、西口駅前広場整備についてであります。平成19年度までの進捗状況といたしましては、事業用地の取得状況といたしまして、取得予定面積2,404.12平方メートルに対しまして、資料3ページのほうで御確認いただきたいと思いますが、青色の斜線部の箇所が取得済面積ということで、2,294.97平方メートルを取得してございます。取得率といたしましては96パーセントとなりました。また、西口駅前広場詳細設計業務を現在、前倒しにより履行しているところでございます。平成20年度の予定といたしましては、事業用地の取得ということで、資料3ページのほうで御確認いただきたいと思いますが、赤の斜線部分のところでございますけれど、109.15平方メートルを取得し、また、それに関連いたします補償契約といたしまして6件を予算額2億771万6,000円で、また、駅前広場整備工事では、広場北側の通路部分等の整備を予定いたしまして、予算額といたしましては1,950万円で、詳細設計の業務の完了を待ちまして、秋口10月ぐらいには発注していきたいという予定でございます。

次に(2)の野村通線、東口交通広場についてでありますけれど、平成19年度までの進捗状況といたしましては、事業用地の取得状況は取得予定面積2,411.41平方メートルに対しまして、資料3ページのほうで御確認いただきたいと思いますが、青色の斜線部分の箇所となりますけれど、取得済面積1,705.15平方メートルで、取得率は71パーセントとなりました。ただし、東口の交通広場につきましては、これは土地開発公社のほうで先行取得をしていただいている土地でございます。今年度この買戻しのほうを引き続き行っていくというものでございます。また、東口の交通広場の詳細設計業務につきましては完了しております。現在、積算等発注準備を行いながら、歩行者の快適性あるいは利便性の向上に係りますシェルター、通路部分の上屋でございますけれど、これの設置、あるいは、植栽等について施設整備の内容の再検討をしているところでございます。平成20年度の予定といたしましては、先ほどお話をさせていただきましたが、事業用地の取得といたしまして、706.26平方メートルの取得。これは土地開発公社の買戻しということになります。図面的には赤色の斜線部分のところでございますけれど、それとあわせまして、補償契約も1件。こちらにつきましては、整備工事に係ります電気工作物等の移転補償というものでございます。この予算額といたしまして6,479万8,000円で、また、交通広場の整備工事では、駐輪場と広場南側の整備を予定し、予算額4,000万円で、7月を目途に発注予定で取り組みのほうを進めさせていただいております。

なお、詳細設計業務が完了しております野村通線、東口交通広場につきましては、基本的な整備条件、整備内容の主な施設について御説明させていただきますので、引き続き資料3ページを御覧いただきたいと思います。野村通線、

東口交通広場の設計に当たりましては、通常は道路構造令や、あるいは県の設計基準を準拠することはもちろんのこと、御承知のとおり、交通バリアフリー法に基づく塩尻市移動円滑化基本構想におきまして重点整備地区に位置づけられていることによりまして、施設整備に当たりましては、バリアフリーを推進する施設として整備ガイドラインを遵守いたしました。また、同時期に施工することになります国道19号線の拡幅工事との整合ということで、長野国道事務所との調整等を行ってまいりました。そのほか、交差点等につきましては公安委員会等々との調整なども行ってまいりました。

まず、広場内の施設でございますけれども、施設といたしましてバスの乗降場1カ所、タクシー乗降場1カ所、身障者バス1カ所、一般車両バス2カ所、ロータリーの中心部分の。交通島付近に一般待機スペースというような形で3台分を確保していきたいと。また、広場の隣接地に180台分の駐輪機能を持ちます駐輪場を設置する計画でございます。それぞれの配置につきましては、自由通路のエレベーター付近に身障者バスを設置したいと。また、階段付近にはタクシー乗降場を設置いたしました。バスの乗降場につきましては、バスの走行軌跡を考慮いたしまして円滑な走行と、タクシーの乗降場、あるいは身障者バスの設置位置から決定したものでございます。そのほか、利用者の快適性の向上を図るために、各乗り場につきましてはシェルター、上屋でございますけれども、を設置していきたいということで設計のほうをさせていただいております。

また、先ほど少し触れさせていただきましたが、検討課題といたしまして、現在、御承知のとおり松本駅西口広場が昨年整備されまして、そちらのほうを見たところ特に、他のデータでもそうでございますけれども、近年整備されています駅前広場等は、駅舎自由通路まで連続したシェルターが設置されているという状況がございます。利用者の快適性を図るという意味合いのものでございまして、ここにつきましては、今現在、各乗降場のみの計画にしておりますけれども、費用対効果も含めまして、こちらについては発注までに検討して結論を出していきたいという具合に考えております。

次に、歩道の幅員でございますけれども、歩道の幅員は歩行者の円滑な通行を考慮いたしまして、4.5メートルといたしました。駅利用者が集中する駅舎の付近、あるいはバス利用者、あるいは自転車通行が集中する箇所につきましては、5.5メートルといたしました。車道につきましては、基本的には一方通行路の2車線道路ということで、ロータリー部におきましては、タクシー及び身障者の車両が停車している脇をバスが通り抜けできる幅員を確保するものとして、路肩を含めまして6メートルから10.8メートルといたしました。また、国道接続部分につきましては、公安協議の結果に基づきまして11メートルといたしました。

また舗装につきましては、冬季間の路面凍結の防止、あるいは、夜間のヘッドライト等の反射光の抑制を図りまして、安全な通行を考慮いたしまして、排水性のアスファルト舗装で施工を予定しております。

そのほか、植栽につきましては、公安協議の段階におきまして、広場内は運転者の視距の確保、見通しの確保等から、妨げとなります植栽については避けると指示をされております。ロータリー以外につつじ、あるいは、さつき等の低木類、張り芝の施工を今現在考えておりますけれども、先ほど話がありましたとおり、先ほどのアンケート調査の結果にもございますけれども、やはり見通しの確保できる箇所におきましては植栽も増やしていきたいということで、国道の交差点から広場への直線進入路部分は視距の確保、見通しも良いことから、極力枝の張らない中低木の植栽が可能であるという具合に考えておりまして、こちらのほうの植栽と広場の北側、駅ホーム側でございますけれども、ちょうどフルタ自動車さんがあった付近でございますので、こちらのほうにはここに高木の設置というものができよう

かと思ひますし、先ほど来御提案いただいております市木ですが、そういうものをこの辺のところで検討できればという具合に考えております。

そのほか、計画のほうを進めておりました東口交通広場の駐輪場の太陽光発電システムの設置について検討してまいりました。東口交通広場の駐輪場の太陽光発電システムの概要といたしましては、陸屋根設置型ということで駐輪場の上屋に設置するというタイプになります。想定される出力といたしましては11.1キロワットで、何とか10キロワット以上を確保できることから新エネルギー財団の助成は可能ですが、助成割合といたしましては32パーセント程度となります。規模といたしましては、電池アレーを約81平方メートル程度設置することになりまして、これに係る概算費用といたしましては1,140万円、そのうち、新エネルギー財団からの助成金といたしまして約70万円ほど助成されるということが想定されます。また、この太陽光発電システムによりまして発電されます年間の電力量は、約1,106kw/hということで、これを電力の節減額に換算いたしますと、年額で約26万5,000円の電気代が節約できるというものになります。ただ、こういう状況の中でどうしても課題といたしまして検討しなければならない事項といたしまして、まず、南側に隣接いたします長野いすゞさんの建築計画についてでありますけれど、こちらのほうにつきましては、打ち合わせを進めてきたところ、現時点では計画はしていないが近い将来建替えを検討していると、この地域の拠点として計画をするものであり、内容等については今現在未定であるという回答を得ています。次に、駐輪場の上屋根を設置という形になるものですから、比較的低い位置に電池アレーが設置されることとなります。2メートル強程度になるうかと思ひますけれど、この場合、いたずら、あるいは損傷等が非常に懸念されます。それによりまして所定の効果が得られないことも予想されると。あと、駐輪場の上屋根にシステムを設置する場合、上屋の構造強化がどうしても必要になってまいります。これに伴いまして市の負担額が多額となりまして、一応国税庁のほうの法定耐用年数が17年ということでございますので、17年間におきます電力使用料の節減額、年間約26万5,000円ということでございますので、17年間で約450万円を考慮したとしても、市の負担額が大きくなることによりまして、投資の回収率が12パーセントから16パーセントと非常に低い形になってくると。そのほか、中部電力松本営業所営業一課の低圧契約グループとの打ち合わせにおきまして、道路照明では太陽光発電システムの発電時に電力の使用がないことにより、太陽光発電システムの契約はできないとのことでありまして、この対応策といたしまして考えられるのは、既設の自由通路、公衆便所等の改造というものをまたここで検討しなければならないという状況が発生してきております。その辺のところを踏まえまして、東口交通広場の駐輪場の太陽光発電システムにつきましては、今回は設置を見送りさせていただき、ただし、塩尻市環境基本計画、あるいは、塩尻市地域新エネルギービジョンの整合を図るために、広場整備におきましては広場として必要な照度を確保しつつ、一般的な街路灯と併用して太陽光の発電を備えた製品を使用して対応していきたいという具合に考えております。以上で広丘駅周辺整備事業についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、御意見、質問をお願いします。

丸山寿子委員 バス停のことで確認したいのですが、東口も西口も、両方バスの乗降場があると考えてよろしいですか。

広丘駅整備推進室長 東西両広場にバスの乗降場は設置していくという具合に考えております。

丸山寿子委員 同じ1台のバスが両方に停まるのか、それとも、路線によって東に停まるバス、西口に停まるバスというふうな考えればよいのか、その辺はどうですか。

広丘駅整備推進室長 基本的に今回の広場整備に当たりまして、バスにつきましては地域振興バス等を想定しております。その運行計画によりまして、その辺の状況は変わってこようかと思えますけれど、その辺のところは今後塩尻市全体の交通システムの構築のなかで、また検討させていただきまして、回答できるものという具合に考えております。基本的には、ここで考えているバスにつきましては地域振興バスというものでございます。

丸山寿子委員 西口が駅から近いところにあるのですけれど、東口のほうが少し離れているのですけれど、今の塩尻駅なども考えた場合にも、この一般の車を停めるスペースに計画されているようなあたりにあるわけですが、バスの利用者がわりと高齢者が多いことを考えると、近いほうが良いのではないかなという気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

広丘駅整備推進室長 ごもっともな意見だと思います。それについては、当然、今回の設計の検討の中で1つの課題として検討してまいりました。その中で、まず最初に考えさせていただいたのが、これがバリアフリーの整備を推進する地域という中で、身障者の皆さん方のバースをどうしてもエレベーター付近に設置したいと。自由通路のエレベーターにすぐ乗れる近い位置に設置したいという具合に考えさせていただきました。それと、バスのほうはどうしても大きくなってしまいますものですから、約幅3メートルで、奥行きといいますが長さ8メートルの停車スペースが必要になってまいります。その場合に、駅舎側といいますが、自由通路側のほうに身障者バースを設置しますと、今タクシー乗降場というところが比較的階段に近いところなのですけれど、あるいは、一般車のバースのところも近いところなのですが、どうしてもバスのサイズがここに停車しきれないということもありますし、一番は、身障者の車等が停まってもバスが1回のハンドル操作、要するに走行軌跡ですね、支障なく転回できるということを考えさせていただいて、やむなくこの場所に来ているということで御理解いただきたいと思えます。その中で、先ほど1つの検討課題としてお話させていただいております、例えばこの斜線で描かれている部分のところがシェルター、上屋根のものでございまして、雨除け室ですか、こういうものを設置するようになっていきますけれど、バスを降りてから自由通路の階段等へ行くまでに非常に距離があるというような状況で、約25メートルか30メートルぐらいでございます。その間をなるべくシェルターのようなもので少しでも快適性の向上を図ればということ、今カバーということはございませんけれど、そういうことも検討しているところで、どうしても配置についてはこの場所しかないということで御理解いただきたいと思えます。

丸山寿子委員 どうしてもないと言われればあれですけど、本当に出来れば近いところに、バスを利用して、本当にバスしか利用する術がないので必死でバスを利用している高齢の皆さんも見ますし、本当に高齢者だけの世帯もあって、買い物も重たいものを下げながらバスを利用している人たちもおおぜい見かけるので、最後の最後まで変更ができるのならということ、一応お願いだけしておきたいと思えます。

あと1点だけお願いします。今現在、国道を通勤の人とかが朝、非常に危険な状態で渡っているのですけれど、その辺は今後どんなふうに変更されていくのか。今現在すごく朝は危ない状態で、野村の交差点のきちんと横断歩道を渡ってもらえれば良いのですけれど、見上げの段階で国道を渡っていたりですとか、なののですけれど。看板が立ってはいるのですけれど、その辺は把握はしてらっしゃるのですか。

広丘駅整備推進室長 そういうお話も聞いておりまして、急遽、ここで渡らないでください、という看板を設置した経過です。原則的には既存の交差点部分、信号機がついている部分のところで渡っていただきたいという認識を持っています。どうしても、この部分のところで渡れるようになりますのは、国道19号線の拡幅整備を待ってとい

う形になってまいりますので、その辺のモラルにも期待するところです。以上です。

都市づくり課長 今の交差点迂回路の部分なのですが、この市の交通広場の完成と国道の拡幅、これが同時に行えるようにして、その時点で信号機等の処理という部分も入ってまいります。ということで国土交通省の長野国道工事事務所のほうには強く要請を行ってきておりまして、国のほうも対応をしていただけるという、口頭ではありますがそういう回答をいただいております。順次整備が進むものと考えておりますので、それまでの間しばらくはどうしても既存の信号機のところの歩道を、少し遠回りになります渡っていただくようお願いをするしかないかなと思っています。現状で、あそこで渡らせるということは非常に困難なことだと思いますので、そんな対応で今考えております。以上です。

太田茂実委員 少し聞きたいのだけれど、国道沿いの欠けている部分はということになっているのか。取得の予定はないのか。

この東口のところ。

広丘駅整備推進室長 いすゞモーターの隣の土地のことでございますか。いすゞ自動車の土地の隣接地ということによろしいですね。これにつきましては、この図面を見ていただいておわかりのとおり、今ちょうどお好み焼き屋さんの駐車場の真ん中を約330平方メートルくらい道路用地として買わせていただいたと。で、駐車場機能を損なっているような状況がございます。その中で、この地権者、三上さんという方なのですが、実際に使っているのは中信興業さんでございますけれど、どうしてもこの辺の土地を残地が残ってきておりましたけれど、ここをまた新たな土地利用を考えておりますので、使いたいのだということで取得というのは困難でございました。逆に、ここに一部、本来広場として、あるいは道路として使わない土地開発公社の土地もございましたし、認定外道路赤線もございました。これを代替地として買っていただいた経過もございます。

太田茂実委員 これが取得できれば非常に楽ではないかなというふうに素人考えで思うのだけれど、それともう1つは、この駐輪場には、費用対効果から言って太陽光発電が平屋だと、隣のいすゞが建てられた場合には機能を果たさなくなってしまう。しかし、どうも費用対効果からいって太陽光発電は芳しくない。では、これを2階の、上屋にしたら。そうすると太陽光発電の機能も果たせるのではないですか。

広丘駅整備推進室長 駐輪場を2階建てでという御提案でございますね。駐輪場につきましても、一応今、建築計画が未定で、少しでも高くすればいたずらとか、そういう部分というのは確かに防げるかと思いますが。ただ、もう1点、費用対効果的に厳しいということもさることながら、中部電力さんのほうで基本的には発電している間に使用がない、電力使用がないと、その契約はできないという話もいただいております。では、それを3月に完成したばかりの部分のところを、またトイレあるいは自由通路のほうを改修を加えてそういうことをやる必要があるのか、ということもございます。広場整備の中で、必ずしもそういう電池アレーみたいなものを並べたものでそういうものを増やしていくよりも、また、太陽光を利用するような公設物を利用することによって、市で提唱している新エネルギーの活用のほうにも応えられればということで考えております。

小野光明委員 西口広場のほうですけれど、こっちにもロータリーがあるのですが、この中はどんな構造になるのですか。植栽とかではないのですか。

広丘駅整備推進室長 まことに申し訳ございません。説明が不十分で申し訳ございませんが、この西口駅前広場につきましても、まだ基本設計の絵の段階でございます。先ほど少し触れさせていただきましたが、ちょうど今、前倒

しによりまして実施設計を行っているところでございます、この基本設計の段階でいきますと、ここもやはりタクシールと申しますか、待機所のような形のものをやって、低木植栽というような形になってはいかがでしょうかと思います。ただ、一部どうしても、これは東口もそうでございますけれど、中心部にモニュメントみたいなものを、これは平田駅もそうでございますけれど、時計塔みたいなものを考えていきたいという具合に考えています。

小野光明委員 ここにあるように2つロータリー部分があるのですけれど、この2つあるような形になってくるということですか。

広丘駅整備推進室長 実施設計と申しますか、詳細設計の中で、車の流れ、あるいは人の流れ等を考える中で、バスの軌跡、あるいは一般車両の走行軌跡なども考慮しながら、その辺のところを検討しております。また、この辺のところは7月ぐらいにはまとまってまいりますものですから、その段階でまた詳細設計において説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

石井新吾委員 1点お聞かせいただきたいのですけれど、現在、東口と西口ということで両方から乗降客が入れるということなのですが、割合はどのようになっているかわかりますか。

広丘駅整備推進室長 利用者状況の割合ということでございます。当然今、この事業計画を立てるにあたりまして、平成12年度ではありますが、基本計画というものを策定しております。その中では、当然今までは西口しか利用できる場所がなかったですから、100パーセント西口なのですけれど、将来計画の中では、これは平成27年という形でございますけれど、50パーセント、50パーセントのほぼ同数の利用者数が出るというような状況を想定しています。と言いますのは、東口につきましてはエプソンさんはじめ企業立地等が見られますし、あと区画整理事業のほうが進捗いたしまして定住人口も東口のほうが増えているということもあわせて、だいたい半々というようなデータになっています。

石井新吾委員 そのことも踏まえてなののですけれど、今回、両方の玄関口というか、玄関ができたわけなのですが、どちらを正面というような形にはしないわけですか。

広丘駅整備推進室長 どちらを正面と申しますが、これは、自由通路をここに設定したというのは、広丘地区におきます西側の市街地と東側の市街地を一体的にするという意味合いで自由通路を設定しております。ですから、どちらが正面とかいう話はございませんが、ただ、機能的には西口には既存の商店街等がございます、地元の皆さん方はそれに見合ったまちづくりをしております。また、東口は東口の土地利用と申しますか、工場立地等があるというような話なものですから、広丘地区全体をまたここでひとつに結べた、つなげたという具合に御理解いただきたいと思っております。

塩原政治委員 この西口のほうで少しお聞きしたいのですけれど、基本的には今、朝日村の振興バスが来ているのですね、夕方。それで、今はセブンイレブンの前で待っているのだけれど、当然これが利用できるように考慮しているわけですかね。もっとも今の松電の経営から言ってどうなるかわからないけれど、結構混む時間帯になっているのです。渋滞の原因になるということで、その辺を考慮しているかどうか、お聞きしたい。

広丘駅整備推進室長 基本的にはバスバースの、まだ詳細設計が上がっていませんので何台というような形では出ておりませんが、この図面を見ていただいておりますのとおり、基本設計の段階ではバスバースと申しますか、発着場を2カ所におきますので、もしそれが入ってくるという状況であれば、それは対応はできようかと思いますが、ただ、詳細設計の中で、本当にその辺の必要性があるのか、再度詰めさせていただいて最終的な施設配置ですか、そう

いうものをしていきたいということでございます。

塩原政治委員 市のほうの、塩尻市の振興バスの時間帯と少しずれているから、それを使わせてもらうと良いというのだけれど、そういう朝日村との合意が出来ていれば、そっちのほうで待っていてもらって、結構学生が利用しているので、その辺はぜひこれから頭の中に入れて、これを作っていただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

それでは、報告を受けたことといたします。その他、何かございますか。

なければ、最後に理事者ごあいさつをお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 それぞれ現況等につきまして御報告申し上げました。今後、具体的にまた次に進んでいく過程におきまして、またその都度報告をさせていただきながら、御指導賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

委員長 以上で市街地活性化特別委員会を終了いたします。

午後 3時10分 閉会

平成20年5月9日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

市街地活性化特別委員会委員長 中村 努 印